

# 社会福祉法人 大樹会

## 役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大樹会(以下「法人」という。)の役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額40,000円とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、次のとおり報酬及び費用弁償を支給する。

- (1) 理事、監事・・・・日額5,000円
- (2) 評議員・・・・日額5,000円
- (3) 評議員選任・解任委員・・・・日額4,000円
- (4) その他、理事長が委嘱した者・・日額2,000円

2 監査を行った場合の監事の報酬は、日額8,000円とする。

3 市外へ出張した場合には、実費負担分を費用弁償として支給する。

4 理事長の報酬及び役員等の報酬、費用弁償の年総額は、1,000,000円以内とする。

(講師謝礼金)

第4条 法人が開催する研修会、講習会等における講師に対して、30,000円以内の謝礼金を支給することができる。

(報酬等の額)

第5条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 全理事の報酬総額は、年間65万円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長の月額報酬の支給時期は、毎月10日に金融機関の預金口座振込の方法で支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2 役員等が理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった場合の報酬は、その都度、現金にて支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 25 年 11 月 9 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 認可の日から平成 24 年 6 月 30 日までに係る役員等の報酬、費用弁償及び講師謝礼金については、この規程の相当規定に基づき支給されたものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 26 日から施行する。